

## 第7章 景観形成に向けての方策

### 7-1 きめ細かい運用による景観形成のための方策

---

景観計画に限らず、どのような計画や条例でも、それをどのように運用するかによって、成果がわかれてきます。なかでも景観については、景観そのものの捉え方や表現が多様であり、価値基準も単純に示すことができません。さらに景観は場所ごとにそれぞれ特徴があるため、同じ色形のものが、ある場所ではふさわしくても、別の場所ではそうではないことがあります。

このように曖昧で、時に主観的と思われる景観ですが、地域性や暮らしに根ざし、永らくあり続けてきた眺めや感覚には、宮田村の景観として多くの人たちにじっくりくるものがあります。あるいはまったく新しい姿形であっても、周囲の環境や人々に配慮してつくられることで、多くの人の共感を得て、しっかりと場所に馴染むものもあります。そのため景観形成においては、色や形の基準を機械的に守ることではなく、景観計画の目的や方針、形成基準について、その都度丁寧に考え、話し合い、より良い形を工夫していく、そのこと自体に意義があります。さらには、こうした工夫や話し合いを通じて地域に徐々に育まれていく、ふるさと宮田への関心と帰属意識、当事者意識こそが大切です。

また景観形成を目的としていない様々な行為も、結果的に景観として表れてきます。従ってむらづくりとして行われる様々な活動、事業との調整、連携が景観形成には欠かせません。

以上のことを考えたとき、宮田村のコンパクトさ、人と人のつながりの近さ、自治体規模の小ささと自主独立意識は、景観計画の運用にとってきわめて有利であるといえます。すでに随所で述べてきたような、宮田村であるからそこできる、きめ細かい検討、協議を基本として、以下のような運用を図っていきます。

- 景観計画では基本区域とサブ区域を設けて、場所の特徴を反映した景観形成の方策を示していますが、今後より場所に根ざした景観形成をすすめるために、3-3で示した重点的にすすめる地区の設定にむけて、地域での議論や活動を支援していきます。また重点的に行う地区に限らず全域で、住民や事業者の自主的な活動によって景観形成が促進されるよう、景観協定の認可や景観整備機構(コラム参照)の指定、活用を図ります。なお、既存の景観形

成に関わる協議会や活動支援は当面継続していきます。

- 4章で示した届出対象に対する景観形成基準の適合性判断の際には、機械的な判断だけでなく、ひとつひとつの状況に応じたきめ細かく、公平公正な協議を進めます。そのような協議を有効に進めるために、景観審議会を活用します。また景観アドバイザーを設置し、協議の場において、専門的な見地からのアドバイスを得られるようにします。
- 景観アドバイザーは、景観形成および公共施設のデザインに関わる様々な分野や課題に応じた適切なアドバイス、地域の特性や事情をよくふまえたアドバイスなどが得られるよう、広範囲から複数人選していきます。
- 宮田村の景観特性や景観資源などをひとつひとつ具体的に示し、景観の価値や目指すべき景観像を共有できる「(仮)宮田村景観資源マップ」などの資料を作成していきます。
- 景観計画、条例制定後一定期間を経て、適切な事後評価を行います。この事業評価の結果に照らして、あるいは景観上重要な要素に変化があった際には、計画や条例の見直しを検討し、成熟と深化を目指していきます。

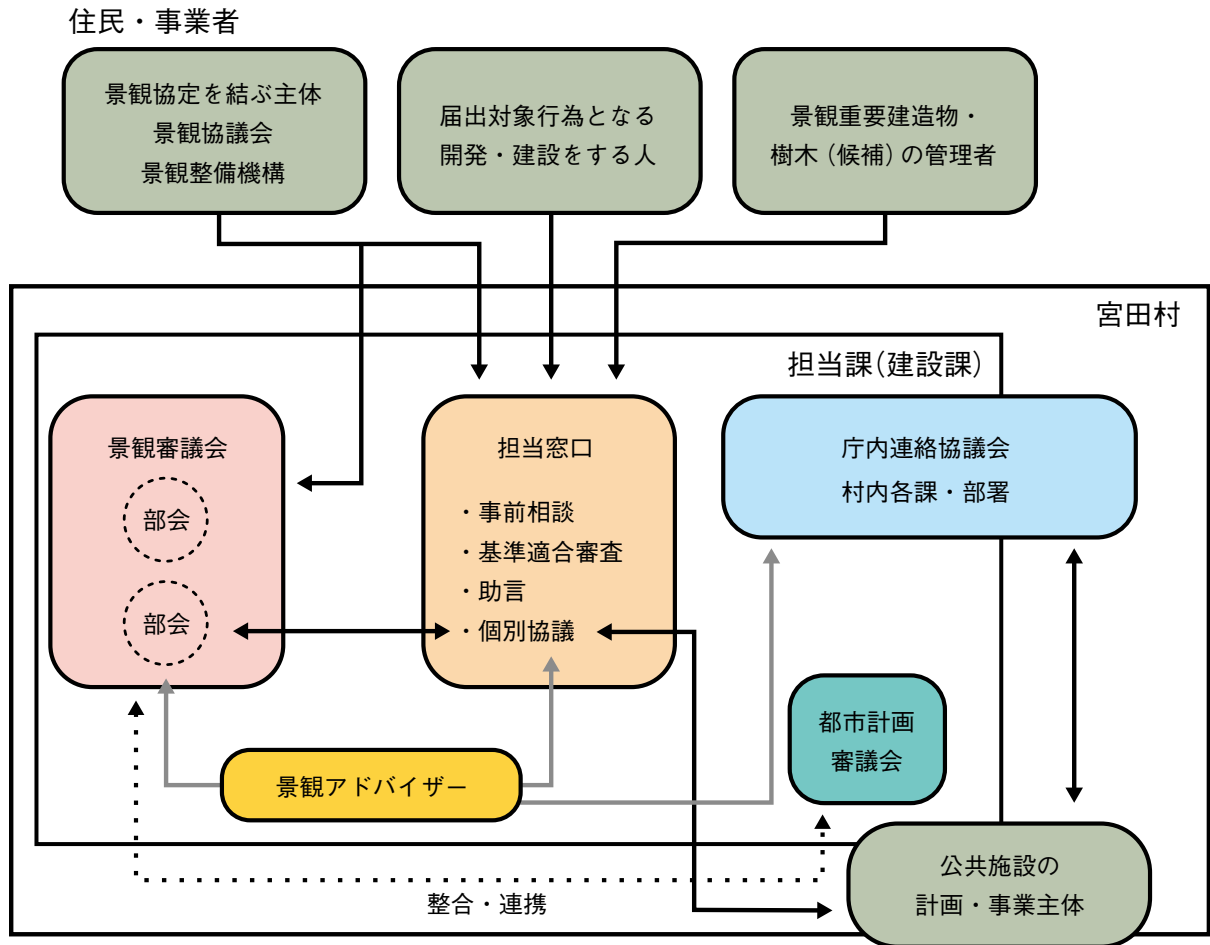
## 7-2 総合的な景観づくりのための体制づくり

---

---

7-1に述べたように、景観形成を目的としていない様々な行為も、結果的に景観として表れてくるために、むらづくりとして行われる様々な活動、事業との調整、連携が景観形成には欠かせません。景観法の仕組みの中でも、村以外が管理者である公共施設を景観重要公共施設とすることや、営農支援をふくむ景観農業振興整備計画の策定など、連携を前提とした取り組みがあります。また他の法律や事業の枠組みのもとで進む行政施策や行為があります。そしてもちろん民間による事業、住民の自主的な活動などがあります。これらの結果が景観形成としての成果に結びつくように、複数の主体が総合的な観点から相互に調整することでよりよい成果につなげていくこと（総合的マネジメント）が重要となります。そのため、以下のような事項によって、総合的な景観づくりを推進していきます。

- 景観形成に取り組む様々な主体が連携し、景観形成の効果を高めるための仕組みである景観協議会（コラム参照）を活用していきます。
- 景観形成を直接、間接的な目的とした活動、事業を推進している組織を景観整備機構（コラム参照）として位置づけ、景観づくりへの意識を高めるとともに、成果が景観形成につながる活動を積極的に支援していきます。
- 様々な計画、施策、事業の成果が景観としての成果に結びつくように、行政内部に課・部署が参加する連絡協議の場を設置します。この連絡協議の場では、それぞれの取り組みについての情報を共有するとともに、必要に応じて景観アドバイザーによる助言・提案を得ることで、総合的な景観づくりを推進します。
- 行為の結果がもっとも直接的に景観に現れる土地利用に関わる行為の決定に際しては、あらかじめ景観形成の方針や景観形成基準を参照するような連携をはかります。
- 宮田村むらづくり基本条例の主旨にそった自主的な、また協働による景観づくりを進めるため、条例にうたわれたむらづくりの目標を目に見える景観としての成果につなげるための方策、取り組みを推進します。



景観形成のための行政内の組織・体制のイメージ

県・国等

## ● コラム

---

### 景観形成を推進する組織のいろいろ

日常の暮らしや産業活動は、すべて結果として景観を形成するため、日々の活動の中で個人、企業などが少しずつでも景観へ意識を向けていくことで、宮田村の景観はより良くなっていきます。とはいえ、やはり積極的に景観への効果を意識した取り組みは重要です。景観法のなかでは、こうした意識的な景観形成を推進する組織として、「景観協議会」や「景観整備機構」を規定しています。行政としての宮田村だけではなかなか取り組みづらい活動がこれらには期待されます。

「景観協議会」は、複数の立場の異なる組織が協働、連携して景観形成を進めていこうとする場合に活用できます。例えば、河川や道路など複数の行政区域にまたがる取り組みを行う場合には宮田村と他自治体などが、道路と沿道の一体的取り組みなどを行う場合には、道路管理者と沿道商店街、電線類の管理者などが、それぞれ協力することが重要となります。その場合にその活動組織を「景観協議会」として位置付けることができます。上伊那で取り組まれている「三風の会」などは、すでに同様な意義をもった組織と考えられます。

これに対して、「景観整備機構」とは、活動目的に景観形成を含んでいる民間団体や住民組織が該当します。NPOや公益法人の行う様々な活動に、宮田村の景観形成としての成果が期待される場合、その組織を景観整備機構に指定することができます。長野県では社団法人長野県建築士会がすでに景観整備機構として様々な活動をしています。営農によって宮田村の景観を支える活動に資する農業法人なども、景観形成への意識を高め、活動の目的に加えていくことで、景観整備機構となり得ると期待できます。

